

募 集 要 項

1 勤務場所

静岡市葵区鷹匠 1 - 4 - 1 R 佐野ビル 2 階 花みずき法律事務所

2 勤務日時

開所時間：月～金の午前 9 時～午後 6 時

他の通常 of 法律事務所と同程度に夜間や土曜日にも必要に応じて執務します。

土曜日については、大切なプライベートの用事が入っているときには、相談しながら時々勤務が入る形となっています。

日曜日は、刑事事件での緊急性があるような場合を除いては、全員の弁護士が休んでいます。

3 募集対象

原則として第 7 1 期修習生

但し、現在登録中の弁護士についても、当事務所に適すると判断した場合には個別に採用を検討します。

4 報酬等

- ・ 7 1 期修習生については、最初の 3 年間は毎月の弁護士会費を事務所負担で負担しつつ、毎月一定の収入を保証する形をとります。
- ・ 弁護士については、経験年数に応じて修習生と同様な形をとるか経費負担方式とするかをお話し合いさせていただきます。
- ・ 上記以外の詳細は、面接の時にご説明いたします。

5 事務所の取り扱い事件

(1) 一般民事事件

労働者・消費者などの個人側も経営者・企業側のいずれからも訴訟・交渉・調停などについても広く受任しています。

個人・法人の破産申立、個人再生の申立、破産管財などの事件も多く、破産法・民事再生法を勉強した方は歓迎です。

所長が行政側の仕事をいくつか担当している関係で、福祉との関わりが多い反面、行政訴訟・国家賠償訴訟などの原告側は利益相反になり、取り扱うことができません。

(2) 家事事件

相続・離婚の交渉・調停・訴訟を中心に特に限定なく取り扱っています。

(3) 刑事事件

国選弁護事件、私選弁護事件いずれも自由に受任していますが、刑事事件の件数が特に多い事務所ではありません。

6 当事務所で希望する人材

- ・誠実で信頼できる方。
- ・依頼者が抱えるトラブルの解決に専念できる方。
- ・一定の法律知識・書面作成をする力がある方。
- ・口べただったり、営業力に自信がなくても構いません。事務所内で他の弁護士・事務員と楽しく会話するよう努力できる方であれば、所長や先輩弁護士がトレーニングで指導していきます。

7 応募方法

(1) eメール又は郵送での申込によります。

- ・メールアドレス：tanisy2002@ybb.ne.jp
- ・郵送先：事務所所在地

(2) 必要書類

- ・履歴書（市販のもので構いません）
- ・その他の資料（添付は自由です）。

例えば、①修習生であれば、司法試験の成績や法科大学院の成績、②弁護士業務経験者はその経験をまとめた書面など、弁護士業務と関連するものであれば何でも結構です。

※ eメールでの応募の場合はPDFファイルで添付してください。

(3) 応募期限

- ・特に設けていません。応募者の方と内定について合意でき次第、この応募要項を削除します。

8 事務所訪問

事前に当事務所の様子を見たい方のご訪問も歓迎します。ご希望される方は、メール又はお電話で訪問日を調整お願いいたします。